

学校法人池坊学園
池坊短期大学
機関別評価結果

平成 30 年 3 月 9 日
一般財団法人短期大学基準協会

池坊短期大学の概要

設置者	学校法人 池坊学園
理事長	谷野 光昭
学 長	高杉 巴彦
A L O	松井 邦子
開設年月日	昭和 27 年 4 月 1 日
所在地	京都府京都市下京区室町通四条下る鶏鉾町 491 番地

<平成 29 年 5 月 1 日現在>

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
文化芸術学科		50
環境文化学科		100
幼児保育学科		100
	合計	250

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

池坊短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、平成 30 年 3 月 9 日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

1. 総評

平成 28 年 7 月 1 日付で当該短期大学からの申請を受け、本協会は第三者評価を行ったところであるが、評価の結果、当該短期大学は、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

当該短期大学は、建学の精神を「和と美」とし、教育目的はこれらに基づいて定めており、各学科の特徴にあった人材養成を教育目標として明確にしている。学習成果は、建学の精神及び教育目標に基づいて明示し、専門的能力を備え、免許・資格を取得できるよう教育課程編成を行っている。授業評価アンケートや授業見学の結果を教員にフィードバックし、各教員で共有する取り組みを教員研修会で実施しており、教育の質を保証する PDCA サイクルを有している。自己点検・評価活動は、自己点検・評価委員会を中心に全教職員で日常的に行っている。その成果は事業計画や経営改善計画の作成において活用している。

学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針を適切に定め、「学生生活のしおり」やウェブサイトで公表し、定期的に見直しを行っている。「学生生活のしおり」には科目ナンバリングやカリキュラムマップを明示している。学習成果の査定は、学位の授与、免許・資格取得率の経年変化、専門分野への就職など多面的視点で行っており、学習成果は一定期間内に達成可能で、実際的な価値がある。

教員は、授業評価アンケート等により授業改善に努めている。事務職員は「学生満足度調査」の実施などを通じて、学生支援の充実を図る取り組みを行っている。履修から卒業に至る支援は、教務部と学生支援部が中心となり、体制を整えて組織的に取り組んでいる。生活支援は、学生会など学生が主体的に取り組む各種活動の整備、給付型奨学金制度の充実、健康管理等のケア、社会人、障がい者、長期履修学生への支援等、組織的にしている。進路支援は、進路状況の分析・検討を行い、「進路サポートルーム」を活用しながら担任教員が中心に学生支援部と連携して行っている。入学者受け入れの方針を明示し、多様な選抜方法を設け、公正に実施している。入学前教育として「入学に備えた学び」等を開催し、事前の学習指導にも取り組んでいる。

教員組織は短期大学設置基準を満たしており、適正に組織が編成されている。研究活動への支援は規程を定めて行い、「池坊短期大学文化環境学会」や「池坊短期大学紀要」の発刊は、研究成果を発表する機会となっている。FD 活動については、その成果を報告書に

まとめている。事務組織は責任体制を明確にし、学習成果を向上させるための研修等に取り組んでいる。

校地、校舎面積は短期大学設置基準を満たし、障がい者にも対応している。施設設備等の整備、維持管理を適切に行うとともに、セキュリティ、省エネルギー対策にも配慮している。学習成果を獲得させるための技術的資源も整備している。学校法人全体及び短期大学部門の事業活動収支は過去3年間支出超過である。

理事長は、建学の精神及び教育目標を理解し、学校法人の代表としてその業務を総理しており、管理運営体制は確立している。学長は、教学運営の最高責任者として短期大学の向上・充実に向けて職務遂行に努めており、教学運営体制は確立している。

監事は、学校法人の業務及び財産の状況について監査し、適切に業務を行っている。評議員会は、理事長を含め役員との諮問機関としての機能を適切に果たしている。予算処理等は適正に執行しており、ガバナンスが機能している。教育情報、財務情報はウェブサイト等において公表・公開している。

2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、当該短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

(1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は当該短期大学の以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ C 自己点検・評価]

- 自己点検・評価報告書の作成に当たっては、各部門で分担した報告書作成チームと報告書校正・点検チームを編成しており、問題意識の共有という点で優れた取り組みである。また毎年度作成する自己点検・評価報告書をウェブサイトで公表するとともに、製本して全教職員に配布している。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 科目ナンバリングやカリキュラムマップの明示により、学科・コースの教育課程における各科目が、学位授与の方針にどのように関連しているかを視覚的に理解しやすいようにしており、学生は自分自身が目指す将来像に向けて、計画的に科目選択を行うことができる。

[テーマ B 学生支援]

- 学生への生活支援として、定期的に全員と面接を行っている。また 2 年次には担任教員、学生、保護者による三者面談を行うなど、一人ひとりの学生に手厚く丁寧な生活支援を行い、日常からの関係性の構築に積極的に取り組んでいる。
- 入学者に対する入学前教育として 12 月、3 月に「入学に備えた学び」を実施し、短期大学生としての心構えや学生生活支援のガイダンスを行っている。これは入学後の教育と生活への理解を深めることに寄与する取り組みである。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ A 人的資源]

- 文化芸術学科・環境文化学科の専任教員と学生から構成される「池坊短期大学文化環境学会」では、研究発表会の開催や学会誌「文化環境学」の発刊を行い、教員のみならず、学生に対しても研究発表の機会を積極的に与える取り組みとなっている。

(2) 向上・充実のための課題

本協会は以下に示す事項について、当該短期大学が改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- シラバスにおいて、授業の 15 回目に定期試験を実施している科目、出席点を成績評価に加味している科目があるので改善することが望まれる。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ B 物的資源]

- 火災・地震などの防災に対する諸規程を整備するとともに、災害発生に対応できるマニュアル等の作成が望まれる。
- 避難訓練には教職員のみ参加となっているため、教職員のみならず学生の参加も計画し、防災意識を高めることが望まれる。

[テーマ D 財的資源]

- 学校法人全体及び短期大学部門の事業活動収支が過去 3 年間支出超過である。収支バランスの改善が必要であり、財務改善計画に従って、学校法人全体及び短期大学部門の財務体質の改善を図られたい。

(3) 早急に改善を要すると判断される事項

以下に示す事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

なし

3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

建学の精神は華道家元池坊の根本理念である「和と美」とし、「『和と美』を身につけた教養ある社会人を育成する」ことを目的としている。建学の精神は、学内には学生全員に配布する冊子「学生生活のしおり」に明記し、学外には学校案内及びウェブサイトで公表されている。建学の精神を理解しやすい表現に置き換え、パネルなどを活用し、教職員、学生間で建学の精神が共有できる環境を整備している。「いけばなと現代生活」、「気づきと思考力」の科目を建学の精神に基づいた教育の根幹と位置付けて、全ての学科で必修とし、学生への理解を深めている。

各学科の教育目標は学則に定め、学内には「学生生活のしおり」で、学外にはウェブサイトにて公表している。

学習成果は、建学の精神及び教育目標に基づいて明示し、学科・コースごとに、専門的能力を備え、免許・資格を取得できるよう教育課程編成を行い、教育目的・目標を達成できることが示されている。学習成果は、「卒業制作展」における作品展示、研究発表、模擬挙式、学内サロンによって学内外に発信している。

関係法令の改正などを各部署が適宜確認し、法令順守に努めている。学習成果を焦点とする査定については、学位の授与、免許・資格取得率の経年変化の点検により行っている。授業評価アンケート結果を基にした教員による「自己分析表」や授業見学により問題点を教員にフィードバックし、各教員で共有する取り組みを教員研修会で実施しており、教育の質を保証するPDCAサイクルを有している。

自己点検・評価活動は、「池坊短期大学自己点検・評価委員会規程」を整備し、自己点検・評価委員会が中心となって、日常的に自己点検・評価を行っている。その成果は事業計画や経営改善計画の作成において活用している。自己点検・評価報告書は各学科、各委員会、各部署が分担して毎年作成している。報告書はウェブサイトで公表するとともに、製本し全教職員に配布している。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

学位授与の方針は、学科・コースごとの学習成果を明示しており、学生生活のしおり、ウェブサイト等を通して、学内外に広く公表している。卒業の要件、成績評価の基準、資

格取得の要件は学位授与の方針に基づき明確にしている。

教育課程は、学位授与の方針に対応し、教育目標を達成するために教養教育科目と専門教育科目から構成している。学生生活のしおりに科目ナンバリングやカリキュラムマップを明示している。成績評価は、科目履修規程に基づき適切に行われている。教育課程について、学科会議、教学幹部会議、教授会等を通して定期的な見直しを行っている。シラバスにおいて、授業の15回目に定期試験を実施している科目、出席点を成績評価に加味している科目があるので改善されたい。

入学者受け入れの方針は、学生生活のしおりに、学校案内、ウェブサイトにおいて明示している。入学前の学習成果の把握・評価は入学試験によって実施し、AO入試においては、面接時に、その理解度の確認を行っている。

学習成果の査定については、学位の授与、免許・資格、専門分野への就職などが挙げられており具体性がある。各資格の取得結果をみても学習成果は一定期間内に獲得可能であり、専門分野への就職率の高さからも、実際的な価値がある。今後は卒業生の進路先からの評価アンケート等の調査を実施し、学習成果の点検に活用することが望まれる。

教員は、定期的に学生からの授業評価を受け、授業改善に努めている。また、学生の成績、出席状況、単位取得状況から教育目的・目標の達成状況の把握に努めている。担任教員、学生、保護者による三者面談を行うなど、一人ひとりの学生に手厚く丁寧な生活支援を行っている。事務職員は「学生満足度調査」を踏まえて、学生支援の充実をより一層図る取り組みを実施している。履修から卒業に至る支援については、教務部と学生支援部が中心となり取り組んでいる。学習上の悩み等については、オフィスアワーを設けるなど、学習成果の獲得に向けての支援体制を整えている。

学生生活の支援では、学生が主体的に取り組む各種活動（学生会、クラブ、同好会）の整備、給付型奨学金制度の充実、「ほっこり部屋」を設けるなどの健康管理やメンタルヘルスケア、社会人、障がい者、長期履修学生への支援等の体制を整えている。

進路支援は、進路状況の分析・検討を行い、「進路サポートルーム」を活用しながら担任教員が中心に学生支援部と連携して行っている。進学や編入学の支援にも取り組んでいる。

入学者受け入れの方針は、入学試験要項等に明示している。多様な入学者の選抜方法を設け、公正に実施している。入学前教育として「入学に備えた学び」等を開催し、事前の学習指導や学生生活支援のガイダンスを行っている。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は短期大学設置基準を満たしており、適正に編成されている。専任教員の職位や採用、昇任については学科特性を考慮し、各種規程に基づき審査している。

専任教員の研究活動状況はウェブサイトにて公開している。研究活動への支援については「池坊短期大学個人研究費取扱規程」、「池坊短期大学国内研究員規程」を定めて行っている。「文化環境学会」や「池坊短期大学紀要」を発刊し、研究成果を発表する機会を確保している。また個人研究室の整備、研究日を確保している。FD活動については、「池坊短期大学FD委員会規程」を定めて各種活動を行い、その成果を報告書にまとめている。

事務組織の責任体制は、規程で明確にしている。事務室は情報機器、各種備品を整備している。防災対策としては、定期的に避難訓練を実施しているが、教職員のみでの参加となっているため、学生の参加も計画し、防災意識を高めることが望まれる。情報セキュリティ対策としては、学内サーバーで一元管理している。SD 活動は規程を整備し、職員は建学の精神を涵養する活動や職能を高める研修に取り組んでいる。教職員の就業に関する諸規程は、雇用形態別に整備している。

校地、校舎面積は短期大学設置基準を充足し、スロープや専用エレベーター等を設置し、障がい者にも対応している。施設設備、教育機器・備品を整備し、その維持管理を適切に行うとともに、コンピュータシステムのセキュリティ対策や省エネルギー対策にも配慮している。また適切な面積等の図書館や体育館を有している。学習成果を獲得させるための技術的資源も整備している。防災に対しては諸規程の整備が望まれる。

学校法人全体及び短期大学部門の事業活動収支は、過去 3 年間支出超過である。収容定員未充足の解消や、施設設備の充実、学習資源の適正な配分も含めて、財政を安定させる計画の策定と実行が望まれる。財務情報は、理事会の報告を教職員にも教授会や法人事務責任者会議等を通じて行っており、危機意識の共有化を図っている。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、建学の精神及び教育目標を理解し、学校法人の代表としてその業務を総理している。毎年度 5 月に理事会を開催し、決算及び事業報告について監事の監査を経て審議し、評議員会に報告して意見を求めている。理事長は、寄附行為に基づき理事会を開催し、議長を務めている。理事会は、理事の職務遂行の監督、各種法令の順守、必要な規程の整備等により意思決定機関として適切に運営されている。理事は、建学の精神を理解し、学校法人の健全な経営について学識等を有している者が寄附行為に基づき選任されている。

学長は、規程により選出され、教学運営の最高責任者として教授会の議長を務め、短期大学の向上・充実に向けて指導を行い、職務遂行に努めている。教授会は、規程に基づき適切に運営され、議事録も整備している。教授会は三つの方針を認識し、審議・見直しを行っている。また、教授会の下に各委員会を設置し、規程等に基づいて適切に運営している。

監事は理事会、評議員会に出席して、学校法人の業務及び財産の状況について監査を実施し、その状況についての監査報告書は毎会計年度に作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会、評議員会に提出している。

評議員会は寄附行為に基づき、理事定数の 2 倍以上の数で構成し、理事長含め役員の諮問機関として機能を果たし、私立学校法に従い、運営している。

予算書及び事業計画書は、各部署から提出された事業計画書及び予算要求書を基に、学校法人の計画の方向性や整合性を踏まえて作成している。予算処理は起案書決済を原則とし、適正に執行している。計算書類、財産目録は、経営状況及び財産状態を適正に示している。資産及び資金は、規程に基づき安全かつ適正に管理している。月次試算表は、総務部長を経て理事長に報告している。教育情報、財務情報はウェブサイト公表・公開している。